

番号：160439

国名：マラウイ

担当：社会基盤・平和構築部 運輸交通・情報通信グループ第二チーム

案件名：カムズ国際空港監視システム運用支援プロジェクト詳細計画策定調査（航空管制官訓練）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：航空管制官訓練
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年8月中旬から2016年9月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.50 M/M、現地 0.47 M/M、合計 0.97 M/M
- (3) 業務日数：

| | | |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 5日 | 14日 | 5日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月13日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・先行の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年7月26日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

| | |
|----------|-------------|
| 類似業務 | 航空管制に係る各種業務 |
| 対象国／類似地域 | マラウイ／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし（ただし、ケニア入国の際はイエローカード（黄熱病予防接種証

明書)の携行が奨励されます)

6. 業務の背景

内陸国であるマラウイ共和国(以下「マラウイ」という)において、航空輸送は外国と直接交易する上で、極めて重要な役割を担っている。しかしながら、同国の空港施設及び航空保安施設は老朽化が激しく、また、国際民間航空機関(International Civil Aviation Organization: ICAO)から改善の勧告を受ける等、同国の航空輸送インフラの状況は脆弱であり、人流・物流の円滑化、観光客誘致および農産加工製品の輸出促進等の足かせとなっている。

このような状況に対して、我が国はマラウイの航空セクターへ継続的な支援を行っており、マラウイ最大の国際空港であるカムズ国際空港の建設及び航空管制システム・施設の整備(1977-1982)を始めとして、資金協力や技術協力を通じた支援を実施している。近年では、無償資金協力「カムズ国際空港航空航法システム改修計画」(2011-2013)にて首都空港における安全性向上に対処したほか、技術協力プロジェクト「航空管制人材育成プロジェクト」(2014-2016)を実施し、航空管制業務の持続性確保のための能力開発を行った。また、2015年からは旅客ターミナルビルの拡張による取扱容量の向上及び航空管制業務の高度化による航空機の安全運航の強化を目的に、無償資金協力「カムズ国際空港ターミナル拡張計画」を実施中である。

1982年にカムズ国際空港に円借款で整備された航空機監視システムは既に老朽化して使用されておらず、マラウイの航空管制業務の安全面における大きなリスクとなっているため、「カムズ国際空港ターミナル拡張計画」において、新たに航空機監視システムを整備する予定となっている。マラウイ航空管制業務の安全性向上のためには、この航空機監視システムの整備とともに適切な運用・維持管理体制の強化が不可欠である。上記を受け、マラウイ政府は我が国に対して、航空機監視システムの運用・維持管理にかかる人材育成を目的とした技術協力プロジェクトを要請した。

本詳細計画策定調査は、技術協力プロジェクトの実施に向けて、要請背景、マラウイの航空管制の現状、民間航空局(DCA: Department of Civil Aviation)における航空管制業務に係る能力、体制、課題等を確認し、収集した情報を分析・整理した上で、マラウイ側とプロジェクトの協力の枠組み(上位目標、プロジェクト目標、成果、指標、活動、協力期間、実施体制、投入等)について確認・協議し、プロジェクト実施に関する合意文書(M/M: Minutes of Meeting)の締結を行うと共に、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2016年8月中~下旬)

- ①要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。必要に応じ、運輸公共事業省(MOTPW: Ministry of Transport and Public Works)、DCA(MOTPWの一部局)、他ドナー等に対する質問票(案)(和文)を作成する。質問票はJICAマラウイ事務所を通じて事前配布を行う。
- ②プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案(和文・英文)、PO(Plan of Operations)案(和文・英文)及び事業事前評価表(案)(和文・英文)の担当分野関連部分を検討する。
- ③対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2016年8月下旬~9月上旬)

- ①JICAマラウイ事務所等との打合せに参加する。
- ②マラウイ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③JICAマラウイ事務所を通じてあらかじめ配布した質問票を回収・分析し、その結果を団内で共有する。

- ④プロジェクトの背景・目的・内容を確認する（要請書や関連報告書等の内容を踏まえた上で、マラウイ側関係機関のニーズを確認する）。
- ⑤担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状把握及び課題の分析を行う。
 - ア) 航空管制業務の現状
 - イ) レーダー管制業務の導入意義
 - ウ) 航空管制官の配置及び養成
 - エ) DCA付属航空学校（SOA：School of Aviation）における航空管制官の訓練
 - オ) ケニア航空学校における航空管制官の研修
- ⑥プロジェクトの基本計画を検討し、担当分野にかかる PDM 案（和文・英文）、PO 案（和文・英文）を作成し、他団員の実施するとりまとめ作業に協力する。
- ⑦関係者との協議で合意された内容について、討議議事録（R/D：Record of Discussions）（案）（英文）及び M/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑧評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から担当分野にかかる事業事前評価表（案）（和文・英文）を作成し、取りまとめに協力する。
- ⑨担当分野に係る現地調査結果を団内に共有し、JICA マラウイ事務所に報告する。

（3）帰国後整理期間（2016 年 9 月上旬～中旬）

- ①事業事前評価表（案）（和文・英文）作成に協力する。
- ②帰国報告会、国内打合せ等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、全体取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- （1）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

成果品は電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照のこと。留意点は以下のとおり。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積の計上が必要）。なお、航空便経路は成田／羽田→ナイロビ→リロンゲ、リロンゲ→成田／羽田）間の経済性及び利便性を考慮した路線を選択すること。

10. 特記事項

- （1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2016年8月22日（8月23日にケニア国ナイロビの航空学校において調査を行った後、8月24日現地着）～9月4日（9月3日現地発）を予定しています。JICA調査団員および別途公示する「航空管制技術官訓練」は、同じく2016年8月22日に出発し、ケニア国ナイロビの航空学校において調査を行った後、8月24日に現地に到着し、それぞれ9月3日（9月2日現地発）、9月4日（9月3日現地発）まで現地調査を行います。また、別途公示する「評価分析」は、2016年8月22日（8月23日現地着）～9月4日（9月3日現地発）を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおり。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 航空管制官訓練（コンサルタント/本公示分）

- エ) 航空管制技術官訓練 (コンサルタント/別途公示)
- オ) 評価分析 (コンサルタント/別途公示)

③ 便宜供与内容

JICAケニア事務所及びマラウイ事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等と同乗になる予定)
- エ) 現地日程のアレンジ
あり
- オ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

① 公開資料

本業務に参考となる以下の資料がJICA図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ア. マラウイ共和国 カムズ国際空港ターミナル拡張計画準備調査報告書 (先行公開版)
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000022693>

② 貸与資料

本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第二チーム (TEL:03-5226-8389) にて貸与する。

- ア. 「マラウイ国カムズ国際空港監視システム運用支援プロジェクト」要請書 (写)

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度であり、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。
- ② マラウイ国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAマラウイ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。
- ③ 業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」
<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf> の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上